

# CAUTION!!

古物営業法改正  
The Amended Antique Dealings Law

## 主たる営業所等の 届出期限は2020年3月31日

The report of a main office is necessary for the police  
The deadline is March 31

- すべての古物商は、主たる営業所の届出をしなければなりません。
- 営業所が一つしかない場合でも主たる営業所の届出が必要です。

全面施行日  
2020.4.1

2020年3月31日までに

届出しないと許可が失効

× 許可失効

Authorization  
expired

2018年4月25日に公布された古物営業法の全面施行日は2020年4月1日になりました。その前日である2020年3月31日までに、警察署へ主たる営業所等の届出をしなかった場合、現在の許可が失効します。